

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年2月10日

【四半期会計期間】 第121期第3四半期(自 2019年10月1日 至 2019年12月31日)

【会社名】 株式会社名村造船所

【英訳名】 Namura Shipbuilding Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 名 村 建 介

【本店の所在の場所】 大阪市西区立売堀二丁目1番9号

【電話番号】 (06)6543-3561

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員経營業務本部長 池 邊 吉 博

【最寄りの連絡場所】 大阪市西区立売堀二丁目1番9号

【電話番号】 (06)6543-3561

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員経營業務本部長 池 邊 吉 博

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第120期 第3四半期 連結累計期間	第121期 第3四半期 連結累計期間	第120期
会計期間		自 2018年4月1日 至 2018年12月31日	自 2019年4月1日 至 2019年12月31日	自 2018年4月1日 至 2019年3月31日
売上高	(百万円)	88,508	83,966	124,589
経常損失()	(百万円)	3,089	13,342	3,872
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益又は 親会社株主に帰属する 四半期純損失()	(百万円)	1,844	13,811	621
四半期包括利益又は包括利益	(百万円)	235	13,098	699
純資産額	(百万円)	75,405	61,174	74,965
総資産額	(百万円)	176,954	148,373	174,817
1株当たり四半期(当期)純利益 又は四半期純損失()	(円)	26.71	199.96	8.99
潜在株式調整後 1株当たり四半期(当期)純利益	(円)	26.53	-	8.93
自己資本比率	(%)	42.3	40.9	42.6

回次		第120期 第3四半期 連結会計期間	第121期 第3四半期 連結会計期間
会計期間		自 2018年10月1日 至 2018年12月31日	自 2019年10月1日 至 2019年12月31日
1株当たり四半期純利益又は 四半期純損失()	(円)	46.24	44.04

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 第121期第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当企業集団(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社の異動はありません。

なお、第1四半期連結会計期間において、報告セグメントの区分を変更しております。詳細は、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項(セグメント情報等) セグメント情報」の「3 報告セグメントの変更等に関する事項」をご参照ください。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、当企業集団の事業等のリスクに重要な変更及び新たに生じたリスクはありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において、当企業集団が判断したところによるものであります。

(1) 経営成績の状況

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、米中貿易摩擦や英国のEU離脱問題などによる海外経済の減速などの影響を受け、製造業を中心に景況感が悪化しています。

当社グループの中核事業である新造船事業を取り巻く環境は、日本造船工業会の発表では2019年1月から9月までの世界新造船受注量は2,845万総トン（前年同期比31.1%減）、世界新造船竣工量は5,180万総トン（前年同期比11.6%増）と、新造船受注量が竣工量を大幅に下回る流れが2016年から続いております。本年1月から全海域においてSOx規制が適用され、様子見していた船主の新造船発注活動が回復するものと期待されていましたが、状況を見極めたいとする動きも強く、新造船マーケットは停滞した状態が続いております。船価は徐々に改善されてはおりますが、ここ数年続く鋼材価格の値上げや新規ルールの適用により上昇した建造コストをカバーしきれれておりません。このように新造船需給の不均衡が続く中、将来的な環境規制強化を見据えた造船所間の技術開発競争が激化するとともに、韓国では最大手造船所の経営統合計画が進められ、中国でも国営造船所の集約による巨大造船所グループが発足しており、国内においては今治造船株式会社とジャパン マリンユナイテッド株式会社が資本提携および業務提携で基本合意するなど、世界的に業界再編と供給力調整の動きが活発化しております。

当第3四半期連結累計期間の売上高は、中核である新造船事業では若干の増収となりましたものの、修繕船事業において国内艦艇の大型定期検査工事の端境期であったことや前第2四半期連結累計期間まで鉄構・機械事業の主要子会社でありましたオリメック株式会社の業績が当連結会計年度には連結対象外となったこと等により83,966百万円（前年同期比5.1%減）となりました。損益面では、中核事業である新造船事業においてグループを挙げて取り組んでおりますコスト合理化計画の進捗の遅れと主要子会社であります佐世保重工業株式会社において納期遵守を優先させるために投入した協力会社の人員過剰による原価増や当第3四半期連結会計期間末の米ドル為替レートが前年同期末と比較して円高になったことなどによる工事損失引当金の実質的な繰入額の増加などの影響により、営業損失は13,140百万円（前年同期は3,489百万円の営業損失）、経常損失は13,342百万円（前年同期は3,089百万円の経常損失）、税金等調整前四半期純損失は13,729百万円（前年同期は2,427百万円の純利益）、親会社株主に帰属する四半期純損失は13,811百万円（前年同期は1,844百万円の純利益）となりました。

新造船事業においてはグループ3社の一体運営による受注・製造・設計・品質保証・資材調達と組織・人員の最適化を加速させ、生産計画を見直すことでコスト合理化と収益の改善を必達すべく、現在不退転の覚悟で取り組んでおります。

また、修繕船や鉄構・機械などの非新造船事業においてもグループメリットの最大化を図ることにより事業基盤の拡大と収益の改善に取り組んでまいります。

主力の新造船事業は、売上の対象となる隻数・船型・船価は四半期毎に異なります。また、資機材価格や為替などの大きな変動要因があり、それに伴って採算も変動いたします。工事損失引当金額につきましても、受注残全船を対象に四半期毎の洗い替えによる増減に加え、新規受注に伴う新たな計上もあり得ます。これらの事情もあって第3四半期業績と年度業績とは必ずしも連動いたしません。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

なお、「機械事業」につきまして、オリイメック株式会社が連結子会社から外れたことにより事業内容の類似性および関連性の観点からセグメント区分の見直しを行い、佐世保重工業株式会社における船用機械事業を第1四半期連結会計期間より従来の「鉄構陸機事業」と統合し、セグメントの名称を「鉄構・機械事業」に変更しております。これにより報告セグメントを従来の「新造船事業」、「修繕船事業」、「機械事業」、「鉄構陸機事業」および「その他事業」から、「新造船事業」、「修繕船事業」、「鉄構・機械事業」および「その他事業」の区分に変更しております。以下の前年同期比較につきましては、前年同期の数値を変更後のセグメント区分に組替えた数値で比較しております。

新造船事業

受注から完工まで1年を超える新造船事業では工事進行基準を採用しております。

当第3四半期連結累計期間の売上高は超大型油送船(VLCC)や大型鉬石運搬船(VLOC)等を予定どおり完工し、70,398百万円(前年同期比2.8%増)となりました。損益面では、当社伊万里事業所において大量の手直し工事が発生したことや佐世保重工業株式会社において構内協力会社を含めた人員の適正化と生産体制の抜本的な見直しに時間を要したことによりコスト合理化計画の進捗が遅れたことに加え、必要操業量の確保と将来を見据えて戦略的に受注活動を行ったことや円高がもたらす工事損失引当金への影響等により、12,480百万円の営業損失(前年同期は3,316百万円の営業損失)となりました。なお、函館どつく株式会社における新造船のコスト削減は着実に進んでおります。

当第3四半期連結累計期間におきましては、超大型油送船(VLCC)2隻、大型鉬石運搬船(VLOC)3隻、大型撒積運搬船1隻、中型油送船4隻、中型撒積運搬船3隻、ハンディ型撒積運搬船4隻の合計17隻を完工し、超大型油送船(VLCC)1隻、大型撒積運搬船1隻、中型撒積運搬船5隻、ハンディ型撒積運搬船1隻、小型内航船1隻の合計9隻を受注した結果、受注残高は153,494百万円(前年同期比28.4%減)となりました。

研究開発部門では、環境規制が国際的に強化される中、次世代を見据えた環境負荷の低い船舶の開発に取り組み、昨年12月にはLNGを燃料とする世界初の大型石炭専用船の受注が内定いたしました。本船は燃料にLNGを使用することにより、CO₂、SO_xおよびNO_xの排出量を大幅に削減しております。

なお、当第3四半期連結累計期間における売上計上の米ドル額は648百万米ドルで、その平均レートは1米ドル当たり108円62銭であります。

修繕船事業

佐世保重工業株式会社および函館どつく株式会社が担う修繕船事業におきましては、艦艇工事を主力としてつ、立地特性を生かした官庁船、一般商船、特殊船、漁船の修繕工事に積極的に取り組んでおります。当第3四半期連結累計期間の売上高は、国内艦艇の定期検査工事等の期中完工が減少した影響により5,958百万円(前年同期比30.2%減)となり、損益面につきましては売上高減少の影響などにより148百万円の営業損失(前年同期は224百万円の営業利益)となりました。

なお、当第3四半期連結会計期間末の受注残高は5,655百万円(前年同期比69.0%増)と好調であります。

鉄構・機械事業

当第3四半期連結累計期間の売上高は、主要子会社でありましたオリイメック株式会社の業績が当連結会計年度には連結対象外となったことにより減少し、3,756百万円(前年同期比53.0%減)、営業利益は304百万円(前年同期比53.7%減)となりましたが、佐世保重工業株式会社が担う船用機器分野をはじめとして業績は安定的に推移しており、オリイメック株式会社の影響を除きますと、売上高は35.9%増、営業利益は230.6%増と大幅に改善しております。

なお、当第3四半期連結会計期間末の受注残高は6,844百万円(前年同期比15.4%減)であります。

その他事業

当第3四半期連結累計期間の売上高は3,854百万円(前年同期比10.3%増)、営業利益は761百万円(前年同期比47.1%増)となりました。

なお、当第3四半期連結会計期間末の受注残高は727百万円(前年同期比24.8%減)であります。

(2) 財政状態の状況

流動資産

当第3四半期連結会計期間末における流動資産は、現金及び預金が減少したこと、新造船事業において前期末までに計上済みの売掛金が工事完成に伴って減少したこと等により、前連結会計年度末比26,431百万円減少し、94,527百万円となりました。

固定資産

当第3四半期連結会計期間末における固定資産は、有形固定資産の償却による減少等により、前連結会計年度末比13百万円減少し、53,846百万円となりました。

流動負債

当第3四半期連結会計期間末における流動負債は、主に前受金および工事損失引当金が減少したこと等により、前連結会計年度末比12,519百万円減少し、65,185百万円となりました。

固定負債

当第3四半期連結会計期間末における固定負債は、主に長期借入金が増加したこと等により、前連結会計年度末比134百万円減少し、22,014百万円となりました。

純資産

当第3四半期連結会計期間末における純資産は、親会社株主に帰属する四半期純損失の計上等に伴い、利益剰余金が減少したこと等により、前連結会計年度末比13,791百万円減少し、61,174百万円となりました。

(3) 経営方針・経営戦略等

当第3四半期連結累計期間において、当企業集団の経営方針・経営戦略等に重要な変更及び新たに定めたものはありません。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当企業集団の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりであります。

会社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

この観点から当社の企業価値・株主共同の利益に資さない当社株式等の大量取得を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量取得に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

会社財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

(企業価値の源泉)

当社は、1911年(明治44年)の創業以来今日まで、「存在感」を経営理念として、船舶の製造を基軸とした事業活動を営んでおり、顧客のニーズに応えた高品質の船舶を長年に亘り安定的に製造・供給することを基軸とする経営を続けることにより顧客の信頼を獲得し、全社一丸となって企業価値の向上に努めてまいりました。

当社の企業価値の源泉は、具体的には以下の点にあると考えております。

第一に、わが国の主要海運会社をはじめとする国内外の顧客との長期的視野に立った緊密な相互信頼関係にあります。

第二に、高品質の製品を安定的に供給するためには、わが国の大手製鉄会社をはじめとする船用資機材供給者との信頼関係に基づく中・長期的かつ安定的な取引関係が重要です。

第三に、顧客ニーズを的確に捉えた高品質な製品を開発・受注・製造するための、開発力・技術力および生産管理ノウハウです。

第四に、地域社会との良好な相互関係が重要です。

以上のように、当社は、顧客、船用資機材供給者などの取引先、従業員も含めたステークホルダーを対象として包含する「顧客信頼度」というキーワードを掲げて経営を続けております。

(企業価値向上のための取組み)

新たに2017年度から2019年度までの3ヶ年間の中期経営計画「攻めて勝つ！」を策定し、国内外の同業他社との厳しい競争に打ち勝つために将来に向けた成長戦略に積極的に取り組む方針を掲げました。新造船事業における厳しい市場環境を競合他社との差別化の好機と捉え、グループ全体として戦略的かつ積極的な受注を展開し、コスト競争力と生産性、技術開発力、品質の向上を図り、顧客満足度のさらなる改善に努めてまいります。また修繕船事業、鉄構・機械事業、その他事業につきましても、急速かつ多様な環境変化への対応力や技術力を強化することで事業基盤を強化し、各事業における強みを活かし弱みを克服し、収益構造の安定化に努めてまいります。

(コーポレート・ガバナンスの強化)

当社は法令遵守が企業の基本的かつ最低限の社会的責務であるとの考え方に立っており、適法・適正かつ透明性の高い経営を保つことにより株主、取引先および社会の信頼を得ることが企業の発展と企業価値の向上に繋がるものと確信しております。

このような考えの下、当社では豊かな社会創りに貢献するとともに、コンプライアンスの推進・実行を図るため、すべての役員・従業員が遵守すべき企業行動の基本原則および行動指針として「株式会社名村造船所行動憲章および行動指針」を定め、さらなる企業倫理の確立と社会責任の遂行に努めております。

また、コンプライアンスとそのリスク管理、財務報告の適正性等の促進に関しては、内部統制・コンプライアンス委員会と内部監査室を中心に、内部統制システムの評価およびその維持・改善を行っております。

当社の経営上の意思決定、業務執行および監督に係わる経営管理組織体制等の状況は次のとおりであります。

取締役会は、原則として毎月1回、監査役出席の下、重要な業務執行について、適法性、妥当性、効率性、戦略性、社会性および適正性等について十分に審議を尽くした後に決するとともに、取締役の職務執行を監督しております。なお、独立性の高い社外取締役を2名選任し、当社経営の意思決定の妥当性および当社経営に対する監督の有効性を確保しております。さらに、取締役会は実効性についての評価・分析を毎年実施することとし、評価・分析の結果を今後の改善につなげます。

また、執行役員制度を採用して、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離・強化することで迅速な意思決定と事業遂行を実現し、企業価値の最大化を目指しております。

さらに執行役員会を原則として月1回執り行い、経営に関する重要業務の執行に関する審議を尽くしております。

企業グループの経営状況の監督については、担当の取締役または執行役員が往査するほか、各社の経営状況を3ヶ月に1回執行役員会場で担当の取締役または執行役員より、また、6ヶ月に1回開催される部長・関係会社報告会場でグループ各社の代表者より報告せしめ、実態の把握と的確な経営管理および業務執行を監督・指導しております。

監査役業務の業務監査および会計監査については、常勤監査役が執行役員会、部長会等の重要な会議に出席して必要に応じて意見を述べ、稟議書などの決裁手続についても審議段階から意見を述べるができることとし、監査機能の強化を図っております。なお、会計監査人から監査結果の報告を受けるほか、定期的・臨時的な情報・意思の交換を行うなど、監査役・会計監査人間で緊密な連携をとっております。また、監査役2名が非常勤の社外監査役であり、社外監査役と当社の間取引関係その他利害関係はありません。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、上記の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定を支配されることを防止するための取組みとして、当社株式等の大量取得が行われる場合に、株主の皆様が適切な判断をするために必要・十分な情報と時間を確保するとともに、買収者との交渉の機会を確保すること等を通じて、当社の企業価値・株主共同の利益に反する買収を抑止し、当社の企業価値を向上させ、株主共同の利益を確保することを目的とし、当社株式等の20%以上を取得しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続きを定めております。

なお、対応方針の詳細については、2017年5月12日付「当社株式等の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新について」をご参照ください。

（当社ホームページ：<https://www.namura.co.jp/>）

上記取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

（基本方針の実現に資する特別な取組みについて）

企業価値向上のための取組みやコーポレート・ガバナンスの強化といった各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに基本方針の実現に資するものです。

従って、これらの各施策は、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員地位の維持を目的とするものではありません。

（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みについて）

・当該取組みが基本方針に沿うものであること

当該取組みは、当社株式等に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。

・当該取組みが当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、以下の理由により、当該取組みは、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員地位の維持を目的とするものではないと考えております。

ア．買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

イ．株主意思を重視するものであること

ウ．独立委員会による判断の重視と情報開示

エ．合理的な客観的要件の設定

オ．第三者専門家の意見の取得

カ．デッドハンド型・スローハンド型の買収防衛策ではないこと

(5) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間の研究開発活動は、顧客ニーズに対応すべく新船型や新機種の開発、既存製品の品質向上、生産性向上などを中心に取り組み、研究開発費の総額は429百万円となりました。

研究開発活動をセグメント別に示すと、主なものは次のとおりであります。

新造船事業

環境に配慮した省燃費船型の研究や既存製品の品質向上、船型開発を中心とした開発等を外部研究機関とも連携し取り組み成果をあげつつあります。研究開発費の総額は304百万円であります。

修繕船事業

修繕技術の向上や取扱商品の拡大をねらい新たな製品等の研究開発等を行い成果をあげつつあります。研究開発費の総額は95百万円であります。

鉄構・機械事業及びその他事業

取扱商品の拡大を狙い新たな製品等の研究開発、既存製品の品質向上を目的とした開発等を行い成果をあげつつあります。研究開発費の総額は30百万円であります。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、特に記載すべき事項はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	190,000,000
計	190,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (2019年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (2020年2月10日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	69,099,551	69,099,551	東京証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。
計	69,099,551	69,099,551	-	-

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2019年12月31日	-	69,100	-	8,135	-	33,865

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が把握できず、記載することができないので、直前の基準日である2019年9月30日の株主名簿により記載しております。

【発行済株式】

2019年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 15,600	-	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 68,757,700	687,577	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	普通株式 326,251	-	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
発行済株式総数	69,099,551	-	-
総株主の議決権	-	687,577	-

(注)「完全議決権株式(その他)」の「株式数」の欄には、証券保管振替機構名義の株式5,900株が含まれております。
「単元未満株式」の「株式数」の欄には、当社保有の自己株式19株が含まれております。

【自己株式等】

2019年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株名村造船所	大阪市西区立売堀二丁目1番9号	15,600		15,600	0.02
計	-	15,600		15,600	0.02

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動は、次のとおりであります。

役職の異動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
取締役専務執行役員 生産業務本部管掌 兼伊万里事業所長 兼ISO総括	取締役専務執行役員 生産業務本部長 兼伊万里事業所長 兼ISO総括	力武 光男	2019年10月1日

第4 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(2019年10月1日から2019年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(2019年4月1日から2019年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2019年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	66,189	46,427
受取手形及び売掛金	2 44,962	2 34,000
商品及び製品	77	74
仕掛品	3,767	6,649
原材料及び貯蔵品	1,429	1,278
その他	1 4,534	1 6,099
流動資産合計	120,958	94,527
固定資産		
有形固定資産	40,656	40,597
無形固定資産	518	485
投資その他の資産	1 12,685	1 12,764
固定資産合計	53,859	53,846
資産合計	174,817	148,373
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	2 23,272	2 20,040
電子記録債務	2 11,508	2 11,094
短期借入金	5,581	5,215
未払法人税等	333	201
前受金	15,348	11,815
工事損失引当金	13,717	11,201
保証工事引当金	1,759	1,209
その他	2 6,186	2 4,410
流動負債合計	77,704	65,185
固定負債		
長期借入金	12,993	12,442
その他の引当金	350	429
退職給付に係る負債	5,635	5,923
その他	3,170	3,220
固定負債合計	22,148	22,014
負債合計	99,852	87,199

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2019年12月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	8,135	8,135
資本剰余金	33,874	33,874
利益剰余金	32,884	18,379
自己株式	16	13
株主資本合計	74,877	60,375
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	76	768
繰延ヘッジ損益	56	112
為替換算調整勘定	380	355
退職給付に係る調整累計額	829	686
その他の包括利益累計額合計	429	325
新株予約権	264	262
非支配株主持分	253	212
純資産合計	74,965	61,174
負債純資産合計	174,817	148,373

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自2018年4月1日 至2018年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自2019年4月1日 至2019年12月31日)
売上高	88,508	83,966
売上原価	86,177	92,735
売上総利益又は売上総損失()	2,331	8,769
販売費及び一般管理費		
給料及び手当	2,097	1,526
その他	3,723	2,845
販売費及び一般管理費合計	5,820	4,371
営業損失()	3,489	13,140
営業外収益		
受取利息	105	113
受取配当金	353	220
為替差益	362	-
受取保険金	17	16
その他	122	43
営業外収益合計	959	392
営業外費用		
支払利息	258	239
支払手数料	23	34
固定資産除売却損	179	42
為替差損	-	211
その他	99	68
営業外費用合計	559	594
経常損失()	3,089	13,342
特別利益		
投資有価証券売却益	32	-
関係会社株式売却益	5,492	-
契約解約益	-	1 233
特別利益合計	5,524	233
特別損失		
投資有価証券評価損	0	616
減損損失	8	4
特別損失合計	8	620
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	2,427	13,729
法人税、住民税及び事業税	635	253
法人税等調整額	17	127
法人税等合計	618	126
四半期純利益又は四半期純損失()	1,809	13,855
非支配株主に帰属する四半期純損失()	35	44
親会社株主に帰属する四半期純利益又は親会社株主に帰属する四半期純損失()	1,844	13,811

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)
四半期純利益又は四半期純損失()	1,809	13,855
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1,837	693
繰延ヘッジ損益	110	56
為替換算調整勘定	326	25
退職給付に係る調整額	229	145
その他の包括利益合計	2,044	757
四半期包括利益	235	13,098
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	184	13,058
非支配株主に係る四半期包括利益	51	40

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

1 資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2019年12月31日)
流動資産	75百万円	40百万円
投資その他の資産	43百万円	43百万円

2 四半期連結会計期間末日満期手形等の会計処理については、手形交換日等をもって決済処理しております。

なお、当第3四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が、四半期連結会計期間末残高に含まれております。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2019年12月31日)
受取手形	14百万円	2百万円
電子記録債権		3百万円
支払手形	1,030百万円	1,167百万円
電子記録債務	617百万円	1,693百万円
設備関係支払手形	1,033百万円	109百万円
設備関係電子記録債務		14百万円

(四半期連結損益計算書関係)

1 契約解約益

当社が受注しておりました新造船において、当社が発注者から受領していた前受金を解約料に充当することで合意解約に至ったため、233百万円を契約解約益として計上しております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)
減価償却費	2,986百万円	2,883百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 2018年4月1日 至 2018年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2018年6月21日 定時株主総会	普通株式	345	5	2018年3月31日	2018年6月22日	利益剰余金
2018年11月2日 取締役会	普通株式	345	5	2018年9月30日	2018年12月7日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日
後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

株主資本の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動がありません。

当第3四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2019年6月21日 定時株主総会	普通株式	345	5	2019年3月31日	2019年6月24日	利益剰余金
2019年11月1日 取締役会	普通株式	345	5	2019年9月30日	2019年12月6日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日
後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

株主資本の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動がありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自 2018年4月1日 至 2018年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				合計	調整額 (注)1	四半期連 結損益計 算書計上 額(注)2
	新造船	修繕船	鉄構・機械	その他			
売上高							
外部顧客への売上高	68,491	8,538	7,984	3,495	88,508	-	88,508
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	804	804	804	-
計	68,491	8,538	7,984	4,299	89,312	804	88,508
セグメント利益又は セグメント損失()	3,316	224	657	518	1,917	1,572	3,489

(注) 1 セグメント利益の調整額 1,572百万円には、セグメント間取引消去 35百万円及び各報告セグメントに配分していない全社費用 1,537百万円が含まれております。全社費用は、主に当社の総務部、経営管理部等の管理部門に係る費用であります。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

重要な事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				合計	調整額 (注)1	四半期連 結損益計 算書計上 額(注)2
	新造船	修繕船	鉄構・機械	その他			
売上高							
外部顧客への売上高	70,398	5,958	3,756	3,854	83,966	-	83,966
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	1,018	1,018	1,018	-
計	70,398	5,958	3,756	4,872	84,984	1,018	83,966
セグメント利益又は セグメント損失()	12,480	148	304	761	11,563	1,577	13,140

(注) 1 セグメント利益の調整額 1,577百万円には、セグメント間取引消去 38百万円及び各報告セグメントに配分していない全社費用 1,539百万円が含まれております。全社費用は、主に当社の総務部、経営管理部等の管理部門に係る費用であります。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

重要な事項はありません。

3. 報告セグメントの変更等に関する事項

従来、「機械事業」につきまして、オリメック株式会社における産業機械事業および佐世保重工業株式会社における船用機械事業を対象としておりましたが、2018年10月1日付でオリメック株式会社の全株式を譲渡し、前第3四半期連結会計期間より同社を連結の範囲から除外しております。このような事業展開の変化に伴い、事業内容の類似性および関連性の観点から報告セグメント区分の見直しを行い、佐世保重工業株式会社における船用機械事業を第1四半期連結会計期間より従来の「鉄構陸機事業」と統合し、セグメントの名称を「鉄構・機械事業」に変更しております。これにより報告セグメントを従来の「新造船事業」、「修繕船事業」、「機械事業」、「鉄構陸機事業」および「その他事業」から、「新造船事業」、「修繕船事業」、「鉄構・機械事業」および「その他事業」の区分に変更しております。

なお、前第3四半期連結累計期間のセグメント情報は、変更後の報告セグメントの区分に基づき作成したものを開示しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益又は四半期純損失()及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益又は 1株当たり四半期純損失()	26円71銭	199円96銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益又は 親会社株主に帰属する四半期純損失()(百万円)	1,844	13,811
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益又は親会社株主に帰属する 四半期純損失()(百万円)	1,844	13,811
普通株式の期中平均株式数(千株)	69,051	69,069
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	26円53銭	-
(算定上の基礎)		
普通株式増加数(千株)	462	-
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前 連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(注) 当第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

2 【その他】

第121期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)中間配当については、2019年11月1日開催の取締役会において、2019年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

配当金の総額	345百万円
1株当たりの金額	5円
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	2019年12月6日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2020年2月6日

株式会社 名村造船所
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤 川 賢 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤 井 秀 吏 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社名村造船所の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(2019年10月1日から2019年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(2019年4月1日から2019年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社名村造船所及び連結子会社の2019年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。